

公益財団法人岩手県観光協会ホームページ広告掲載基準

平成26年6月9日制定
平成29年2月21日一部改定
平成30年3月6日一部改定
平成30年8月31日一部改定
令和元年10月1日一部改定
令和2年6月4日一部改定

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、公益財団法人岩手県観光協会ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び数量等)

第2条 要領第4条の規定による広告の規格及び数量等は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦160ピクセル×横320ピクセル

形式 G I F（アニメ不可）、J P E G

データ容量 100KB以下

広告の掲載位置 岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」全ページ下部

(URL <https://iwatetabi.jp>)

広告の枠数 10枠程度

(広告の禁止表現)

第3条 要領第7条第1項第1号の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。

例) 「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

例) 入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が協会に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(5) その他広告の表現として適当でないと協会が認めるもの

(広告の制限事項)

第4条 要領第7条第1項第2号の規定による広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると協会が認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

(広告掲載料)

第5条 要領第9条第1項の規定による広告掲載料は、協会賛助会員については1枠あたり月額11,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、その他の者については、1枠あたり月額16,500円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(広告の掲載位置)

第6条 広告の掲載位置は、3ヶ月ごとに抽選で決定する。なお、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該事務に関係のない協会職員にくじを引かせるものとする。